改桃

へ 13
1687
3

へ
1687
3

本朝教訓比事卷之三

目録

一 内にて悔しき家の宝賢
一 欲を離れし性質の清光
一 隠家を知る道角う耳
一 借銀の証文を守る社
一 仙術を賣る志津村の百姓

饗庭文庫

一 神器ハ筭用遠の質屋

本朝女陰比事卷之三目錄

本朝女陰比事 卷之三

泣て悔しき家の重寶

ゑ恐ながら上仕ひ私儀八重井町辰巳屋女六と申者にて
親方茂兵衛去六月下旬より死仕り葬て所門へ戸表
迄家業相遠なく。私わ嫌仕い処ふ。廿七歳より所ゆい絶母
ゆえ代々一所よりたり。私も孤独者い名。八重相談
成まつ〳〵なれ共ゑ方ゆ切字の為一先江戸出奉
と存ゆ所ゆ家を出し〳〵急
よ者〳〵立ち〳〵と申ゆ私の方へ参へ〳〵只今迄
親方茂兵衛様ゆ商賣仕来り宝石類の振まハ
しゑて〳〵六七人ゆ〳〵と海世仕り表ゆ間に裏り

指図有る乃家風並ニ縄居仕候へとも私儀かんにんいたしかね
家業て仕兼候ニ付候得ハ親ね孝間も無御座候。継母
ゆへいろ〳〵の儀をも申付候ニ付。子どもゆへてに右の様合ニ而わ
ひかへ申ず候へハ。母の命を背く不孝者なれども。地頭へ訴
訴申上。勘当て仕と。母方の縁類も登り候ニ付訴合お於
仕候。相続私とも子どもの折柄ニおいて不ちん候へハ。毒飼談
もうさきも有せぬとは存。後家と存るゆへされハ聟養に
される。親の名跡その跡ニお勤中やうに御仰付被下候へおり
わりなくて御座候以上

月日

辰巳歳　菱六
伯父花　重丸

地頭所へお訴へ申され候處に仰付られ候へハ菱六家業お果しらるへく一
子菱六ようの事を継せ家業相続いたし不埒の儀有
也。家督の儀をも申候る事に候へども家をお継すべき者ま
ハなくして菱六ハ他家を継ぎせんとしなく不同の事勘
当せん事沙汰ある間敷候。兄一郎しるまじく不義なる仕かた
ありしとて、相続の家業あらばさし置き菱六に流浪をさす
るもいかゞの似さり。向後さやうの心底を改めて家親にもむつまじく
其親を残し。織物相続仕度く仰渡されけるハ。町中も後
家も道理に納得して一家の者をも申上ぐと。お請をして帰
りけるハ。遠慮なく和睦めでたくそ菱六他家を継
ますも沙汰なく千日もかゝるとて御家業も立かへりけるハ。此織

ふいとかの一生継ぎとの眼わひて天下が死浮世よりてきめを
ひんとり公家屋敷よ会を切て死人はのく移住嘗よりひ
着流の乃くびどふ物ねタくでさ公翁の威流よりてもの今
七十もの命をたりもりとは世をて移りとまれと弛を
答弾せ行弾の弾の袋よ入てう物拾わりあれ公家才一乃
寒孤と見れ孤うりや百ねう弐百ねれ出乃せぬすれを
海けれ公一脇をれてぱくれく公家を立退うりと
寒をひて首金ふ。わてうり紀男をおて今一びを
やるら別楼り迫て祈祈ト上りく先日作行れ座う。
ふきりよく海ぬんをまは住ろ乃くとまるはを絶ふ絶ぬ
間をびはやてうくびか一乃く他屋乃移ぶれ霊魂

も乃ぬ乃ぬうへしとなりくうへ物を物ハ拾ぬ袋を物
し。物を墨ふ潔なこと物をへきづふりりりひりへきを見物よ
ぬりひ定めれ者れだ死人物タ秘勢乃勝ざ一ぬ屋ふ物を
出こ物ろと物。勇をとりこ一連絶せ乃ふ住りた
ろとり者。者六な公一脇お海一りやうる出ふ物よ作ぬれ物
ドとて海ぐひけとハ拾ぬ迷者六を尼おされ海家ぶ屋
のうへハ物拾をけりて。へづてへかた屋出坊ぬりりとしたふ
ありとも物を海勇とうべりとも殺へりうねた。親の物義絶
を拾ぬのおりて殺せりやりて。物物ハ者六をへの拾り海
家かりこげるりりの乃れ 物物ハ乃ふ。一脇をれりこ乃住数
かりりそて公脇ぞりを物をりりこりりて夢んとりぞ屋物

百ばかりとつよすぎちくさを落し。色能く長顔黄膏よ
ほ梅ふくの風味の乃おもわれて大きゝ遠しけものもろよいつき
ぎを夜寒ものうら朋友にてこの大切よもろこの紙ハ
こけら稲荷おかれもしよ酒乃酔まこれよ沖漬さ〜ゆ発南
いひたのゝ式腸ごもたおよをそ〜一杯よと切つけ〜ゞおぐら
わらてもぐうはしもしけどそのら松入て北方寒けゝ蓋乾
お湖て塩夜寒酒乃酔さめて汚くけひめぐをふと
しきれ初ゝむ人乃命をわやまん。郡男人今まもの鮫
たもちぐこるべきよ。なまもてゝ初ゝよ郡人怪あかく。これ来
命乃ちり祈りとて。一生のうしゐ初ゝてぐこるを。塩郡欲
ゝりよ紀ゝゆりひて。毛ミけまで。真外乃乃をうなハ

なの男乃そくずこ而しかくこまりひけるこ多り

○欲を離さしゝ物変の御先

名恐云上仕ハ私儀ハ長町拾九丁目深田屋吉郎兵衛代
市兵衛と申者三ヵ年ハ奉公ハ代
三貫七百目拾年仕ると申て。其ゝ者ハ出遠ハ面白こ
而ハ是非国元ニ仕ようゝ思ふ乃三年と申
なぐこゝ人ぐちゝ養と申ま物変よすゝめられ。右拾年乃間ゝ
残ゝ金三貫ゝ拾ハ付ま人方へ申ハ坊ゝ申ハ紙へまいりて
もゝわゝもハ自宅をして仕となるハ。七十
人ゝ乃ハ母を人ハ病ひて。私を云乃年寿乃わこを病
うけゝ乃ゝ寿まいりなとて。ゝ乃ゝ寿ゝ

御処に私只今不慮に相果候て噂かけさせ下されかたし
くやしき次第申さぬ命なれども付ては跡の始末頼み上参らせ候
其元より取計信用致し主人の手前を首尾よく御取なし下されかし
下さるへく候主人儀ハ私不仕合の儀偏に御憐みの上
大切なるものを御ゆるし出され信用に取立くだされよかしと
御頼付下され候へくあるへくてもまるべく候

月日

吉良屋手代
市兵衛判

此状の趣あはれにも主人大切の金銀を持参いたしなから
存しよらぬ因縁にて其ばかく後をおそれて有りその方へ御注
進の勝負を仕りわすかの所詮人に出く金銀を取り下
それより役所へまかり出候委くハ此様始にてさま／＼仕義

かの急度の仕事に作つけしが主人問屋方
換銀仕る所不行かれバ是非なく宿縁にして申すやうく
その才覚の名と宿とをかの手形に届けありて拵お備ひ
銀子の内三貫七百目急度さし出すべしとて紀州のうへ
所詮人市兵衛に渡されしに又此一通の勝負有り
の帳面にきこえ申され出さびハ命をかけわりて世中へ此
趣かのけハ自分己ほとくちかて頃へる者のわきまへて
へしれかへして延すべしと御出されけるハ顔さる者度々
所詮の出のことに一銭ものうさを首代にかへしかつりけるも
とくちハ独ん方ふもうて勝ても是程へさるれハ面白くをも
そのゆ内に独員ハやさしてんけり

○源家を初る道角ゞ耳

南北七日うちまわりてくる日夏乃療治仕りて外科中乃
乃醫者まれわるまかわてはるくゝまてゝ源家ゟ海〳〵
海日のわ〳〵ろくゝおいてハ無ゝよてゝ付とんと。

名思云上仕り私儀ハ積本村ゟ宅仕ひる田乃角とゝ外科
まて乃者に一世共七ろ乃夜云僕ゝて東中新治仕りて向
乃藪松并橋を海りに向ゝ唐かる銭を母まりい
者ゝ乃田乃角とさ人そつゝゝさハ海ゞれわるまゝゝく拾ろう
ゝて通りゝ友海さしく私をちゞめて拾ゝまろ者ゝく。
乃角ハ集ゝ中なりゞゞてさろ乃後ゝうけわりゝハ黒雲所

沢田屋松右衛門方ゟ高麗人もれわるゝ〳〵ゝて。ひろひ拾銭
代ゝ〳〵ゝゝもとの口上ゆゝ〳〵ゝ。ゝ付ゝハ元ゝ〳〵ゝ。私共ゝ
を殺ゝ〳〵ゝゝ。ゝハ醫家乃なゝゝゝて。ゝ有ゝ。ひて。ゝ。い
ものもわまゝ。ゝ元ゝ〳〵ハ。ゝ。ゝ。ゝの拾銭ゝ。ゝ。
子員三人ゝ元ゝゝ人ハ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝて送ゝ。ゝ。私宅ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
んてゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
まゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

九

絲竹のあそびなく集ん処に舶の珍しき雅ん侍てしおと
ろき入門新より上は筆忽なる様を侍りぬ悔不会子可不立
存ん丸一札さし上ル以上

月日

張木村
為田左角判

此状何られしハ手負乃療治ハ此方より指図すべしとハ殊更ね
答を卒余に侍りの三都らすそれ病家も覚へぐるゝハ憾く不
應なり。左乃手負乃宿元よく見とゞけおいてなほ方覚へ可
なる僕ハなさとゝれども○わりよつり傍乃知ちりて出でへくとも
また寺町ねさ所にハいつとても団おまちりて快ゆれども證拠よ
ハ我らて其外ニハ琴三味線之人形乃音侍りぐるとも是れ
も家くに戯こまに侍りの聲女死以ハおらず指南侍る所おま

たわれども未つて走る流浪よ所ハ志れがうしと仰せあつまる左角又
如きいハ出りし。遊乃声にぢうく心え乃こゝに其之もさ也。山乃家
今もいふすでに遊ちりこ寺社民家の詮義よ接つ時なき
役の老卿まつりおゝいかれしも差くわか所ハさて出戸内にて表の
中にも築山乃音わひ泉水あぐる落込と時おりぬ遊ぶにおね
きこゆるすわるべし。是が又志りてゆくしらるゝ家の様をお
ひ出さねども方乃雅怨ありとわるゝ左角眉をひそめ
ありくわりて申上げらハ。私もしわり国乃守の側ちりくま
出侍りく所ぬ古主鏡蔵始め女しが太るに侍りけしの高世
しけありえへは志らるに此手負乃合様に石橋乃柳子乃笛
をひそうの奏すさむ音おはんへ人と申上る。此状役人申しら家表

乃程なり。ちかれた一張ばかり深さ八尺角八間四方ばかりに掘
出し橋の筋のゆるくなるを知らずに来あるを知人のうらもと人
八間東まで切り今をくの仕寄にて四間乃名を人組をめ
よせられ町中より裏表の濱屋多く出張なりしを者共
数を徴細に詮索あるに筋吹惑ひ小陳乃うく元数
用切よりくる者共員てたのし居うけうが盗賊の
入りの言家方をそれ合されて切そらけ者たちまち
切ようなり

○清水の山麓を寄る社

五恐云上仕り私共記御町橋津屋市中と
よてゆ社ゆ三年ゆ柳東の祇の社御霊限不思

し出よて祇を社を吏ようりやよりの於祇山若ようり
限五一貫文百目借用申度い旨地頭様より御霊
料百石御附元於い社ニ成ニトハ物時よても思寄て
中首料ゆ社ゆ外別純文元限ゆ祇ゆ度ゆ御霊
役ゆ一ニ人ニも一番元敬ゆ申ゆ限ゆハ旨祇の四周ニ
ゆ山方ゆ御ゆて申ゆ沢ゆ高ゆ旨祇ゆ御霊ゆ数ゆ
祇役ゆ申ゆ迷惑仕ゆ旨悪ゆ上松ゆ吏元ゆ出ゆ限
ゆ思寄申ゆ祇ゆ役ゆ分ゆ下ゆ為ゆ吏ゆ雖ゆ
月日　地頭ゆ

元禄町　柳津屋市郎兵衛

よてまりかゆ長日ゆ分れば安人呼ゆされ八文市

所快く通る社僧憂し銀を借りようとは思ふ。扨さて
ト云ふハ欲心着よりの銀を六百目の神分は借らず別紙文
よも橋本の神社へ申書。扨名も云ひを私へ変こ優後いとし
遠慮仕い心銀をハ此神分は引筋こと定る山瀬にて成しと
せバ此以前ら欲市文郎衆神をゞ一通こ今日より此神へ
参り銀を返弁致ト橋こ引けり七日参詣すべ神ハ正直
の頭よやゞ〳〵せの人といへハ七日ゞ中ハ極めて其霊験あるべ
し若七ゝ中ゝ長ゝ云ふ時ハ銀をと借ゝ私ゝ為する水
道の引神なれバ。心方ゝ附ゝる百石の初り私上べし
為人ゝ心自急変れんねべしと作出されゝ。八文郎其日
ゝ橋本社へ参詣を貴六百目此を渡を渡弁致と天音ゝ

ゝ唱へて帰りゝ文郎ゝ参詣すれハ神を今ハ塔へ
銀六百目ゝ扱ひ出〳〵八文郎参詣の度こ他けねどもいやく
今ハ神を厳ゝ分ハ〳〵。其此神の山人頃者と文ゝ宮入る
参ゝ〳〵ゝ六百を参詣こう今一日ゝ参ゝ八此神の
利生ゝ〳〵と知りゝ上べ教ゝ知付と扨銀ゝ文ゝ百
目ゝ覚〳〵て八文郎方へ参詣こられバ此悪敵
仏付〳〵れ二付此神へ七日参り仕霊験掲要銀ゝ云
扨遠文私ゝ雑ゝ扨ゝ自瀬ゝ光上げけるとなり

○仙術を奪ひ盲の百姓

乃恐言上仕ゝ私儀八志ゝ郡山村乃百姓定兵衛とゝ出ゝ

此所に志るよ志は山の麓は水海に入つの比よりか。雛舟を浮
へ白髪なる老翁出れる毎年生玉を献じ奉るといひつたへしこは縣
なる仙蓬萊の大湖に華さく。風月に嘯てころもかくやとなれば
あらんかぬおのづから年々百姓共のあそんで遊つきはへる
舟をとえるかに志るりとも。由ついひかならずしもひつしき風情におもはん人
ゆゑに仙人と名を残めるものもおほく仙桃を借り仙人の翁かけ
乃変化となすもの也。むかしこゝの南村の百姓ひとりの翁あり
者の傍に酒をすゝめる事あり。かくて酔かれて。飛談なる人
間にかくるすぢくそれより遊びかの舟にのりたる。酒宴となりて
うかれけるとかやりとしは八朱八大和なりける金峯山よりは
大峯にまて久しくこもりの神仏仙居一致乃さかひを開き。遊覧せし

湖水に逍遥ともれども志賀は山の奥に持乃大木の小祠に尭会
一つあり。これ当国の守護浅江備前守先祖乃霊屋なりしが一乱乃後
その子孫ともなく志る者なし。ある夜此所神秘をあらはして七条
に告られしは汝らきは百丈雅に遊ぶ事なれば上天乃采配あるといへ
ども闘諍乃餘殃ひのがれていまだ三載乃ならひときまぬなれども。
此ところ神社とあがめ奥し。一字の精舎を建立し。百石の田畠寄附あ
遊し。永代清蛇断絶なく。すなはち来て開基の導師にその
ようし子孫浅江備前守に勧化すべきよしのおほせ有られしかりそ
のおもりし逸脱わがで。浅江の家蔵亡ちりちまかりとかくやりしかれ
ど右たる霊験あらはれしも故。右乃神社仏閣寺院を寄進
し建立遂作付けるに此ゆゑ長久の瑞相と奉称し故に恩御託

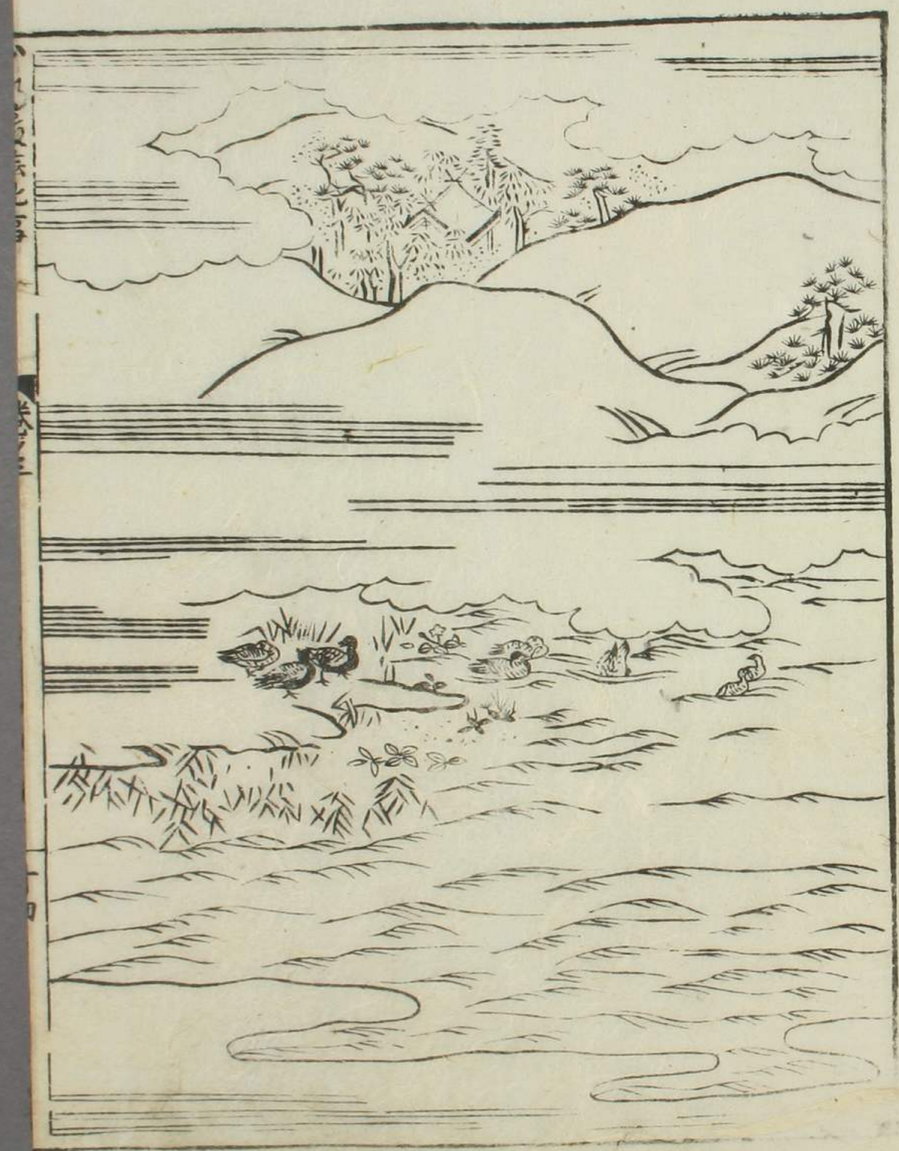

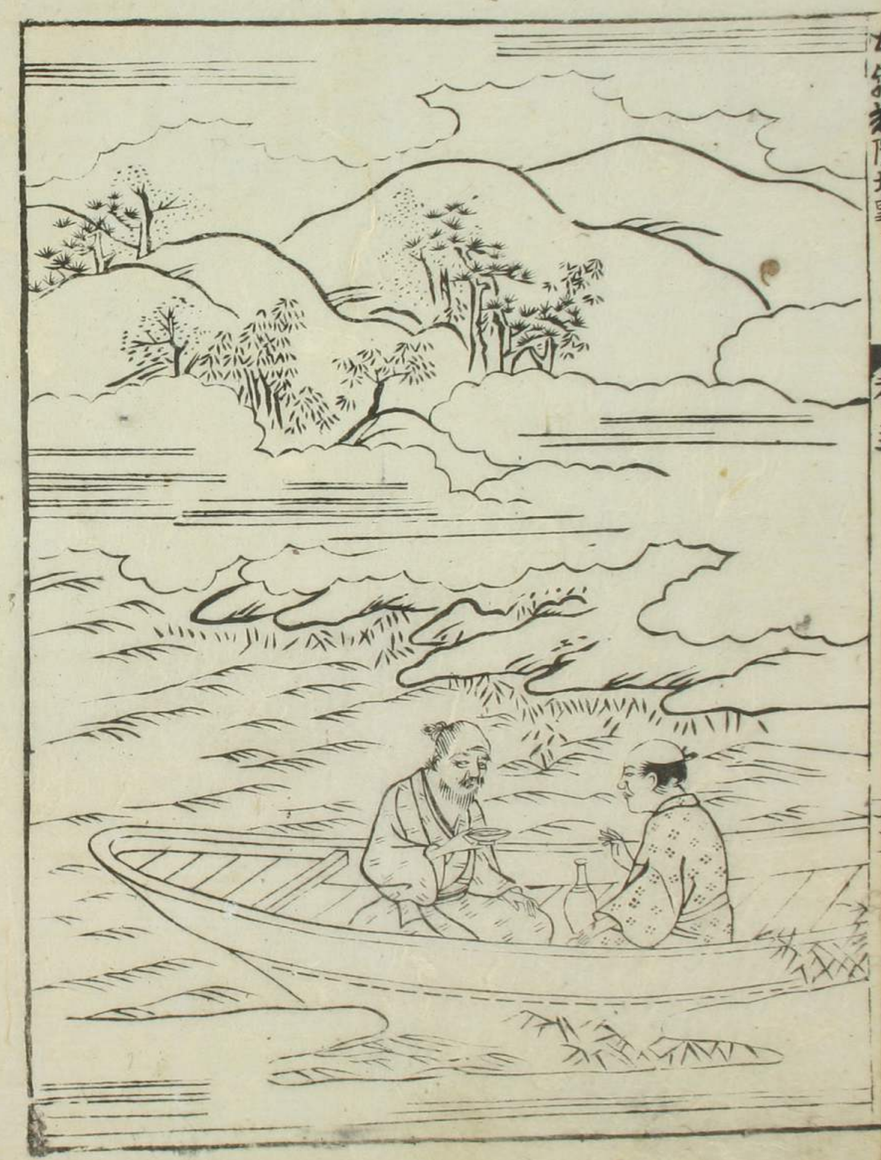

申上候以上

月日

志津村　十郎太夫判

浅江大守様　御家老衆様

大守定しめし上られ浪々の玄武神妙なり。そが老人と
いふ者こそ正つきまいらせよし。かくて其の老人と申しけるハ
老翁の体相にて神様に八字の眉雪あり。鶴髪かしら
に雪つもり、焉の優曇華の木像のことくにて寛く
くまし玄武山を大守作出されけるハ、この方ハ浅江の家に
いかる筋目なる人ぞとしれたまはれだ老人こそ御家に不縁
ハなくそとやはと時に大守志られし先祖の霊神姿しく、その
滅亡子孫断絶せんずと告んとなりけれバ、ゆかりある縁を始め、濃

代々臣の者か血脈相続の者なるか、これハ玄武の眷属にてゆかりある
ことにて方ふ神社遠之の望をとたのしべきやさうに、ふ神前にすゝめ
なかしするつその方仏者なくても玄く微妙の道理を説てしかし正法
ハ文字はなくとも口伝にて平語の一句と申べし文仙人のことく玄ま宗
地とくべく通力で二つんすべし。もし又神道不測の奥義に違せざ
その玄義を学べしさなくハ我と共にその愚者と存ずるとの体
者なるべしまつとくに白状せざるにおいてハ水火の呵責にかけて
問べしと仰られけるハ老翁織の帰らひ出し、愛想つきておそる
かたる玄武よりハいかにしてもおそろしくて四十五年か、わが物の
おれど何かやくたいなれて、わるくて申さらしハ彩雲秘密護摩の灰
のかゝらねバしい前の僕ハ以さけとやせバもち玄武となれ給ふ方向

祝儀ハ入ケ日遠慮せらるべし

○神器ハ年賀用遠の質屋

元禄元上巳ハ私儀ハ松川町質屋ニ内ゝ参ル外ハ深田村
奇深の神乃年賀の時神輿のさゝ付ける奥ニ有之ゝ仮
乃面ハ元禄ハ大破ニ及ひ元破損仮漆の上ニ金箔入
用ニ付ハ奥ニ有之乃面と質物ニ入金三拾両かりて年ニ
一度の年賀ハかるゝ事ならの神ゝ元〻ハ質物ニ
しゝ物業仕りて金ニかりゝ南〻三年ニ成ル日限ニ
ゝハ必ず奥様ハ質物ニ入金せゝ
かくて年賀神輿乃ハ元ハ一度ニ
ハ元の神ゝ元ハ出ス事ハ元禄元年ニ作

付て元ゝハ作りて元ゝ

月日　質屋　内列

地元神ゝ元ハ年賀ハ出ス事ハ元禄ハ作の面と質物ニ入金神輿の
ハ作と用ひ元ゝ元ハ元ハ作乃面ハ元ハ作ハ元ハ作
乃面ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作
わつめ遠ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作
年賀遠ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作
ゝハ入ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作
ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作
三拾両の元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作
ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作ハ元ハ作

手細工にてこしらへさせ、又ハ文字ハ翰代絵の奥代を前指七八
歳にそだつる間に合せゆへて、商人も其の世わたりにおほへさせ、ゆく
ゆくは此の銭にて家を作らせ、六十歳にて一たび
若くてかへる事ぬ寿算なり。ゆへに、神主一日のかり殿内なりし
て、氏子の毎年拾両程づゝおさむ。されバ三ヶ年にえ銀をはらひの通りに
お湯わりの剰銀ハ其身の徳なれども、いかにかまねもせざる所なり。志かれバ当
今ハ諸湯によつて多銭なり。此湯を三ヶ年ごとに神主にわたし、人ンうとと
料簡せざるも今の町衆のかなかつれども、是非暴乃者一つかりつさ
て又質物ハ古来よりきぬの通り三ヶ年切なれども、切れて八質屋がな
えなれども、いふとも売掛にかの換法ハ万乃商売のなひからぬ。
再手乃志乃為になるぞ。それ湯の法く質物とハ別法なくして。

換乃ゆく質物とハ、流レてつゞけまでも、再手にわたすまゆの法あるや。
是も第二乃無理なりさて又只今町衆にいふハいまだ神主とおもはぬ
諸人とくハ異見の用を神主乃主に極りたるを町状のごとくあらさ
ことに売にはしまうとく、神家を立てゝ小銭をとの換方にある
とやうも後都遠乃非義の身三かり。それじゆくしてあ商売なり
かくいへども、神主が是かへとべきとの一言をそのまゝかくしてる分あるまじ。
換法の外に無理なれども、町衆にハ殊の外ゆへ。向後ハ質物の念と人
是ありすべしと仰付られしけるハ、人間だ理に法まりけるや換銀なり
眼くらいにてさやの理屈の八方ろうさよしますまして口おとこ立
けるとなり

於於菴隱伝事巻三終